

デンマークからの生きた家きん、家きん肉等の輸入停止措置の解除について

農林水産省は、今般、デンマーク王国（以下「デンマーク」という。）における鳥インフルエンザの清浄性を確認したことから、本日、同国からの生きた家きん、家きん肉等の輸入停止措置を解除しました。

経緯

平成 25 年 6 月、デンマークにおいて低病原性鳥インフルエンザ（H7N1 亜型）の発生が確認されたことから、同国からの生きた家きん、家きん肉等の輸入を停止しました。

対応

今般、デンマーク家畜衛生当局から我が国に対して提供された、同国における鳥インフルエンザの防疫措置等の情報により、同国における鳥インフルエンザの清浄性を確認しました。このため、本日付けで同国からの生きた家きん、家きん肉等の輸入停止措置（※）を解除しました。

※ 発生国又は地域から生きた家きん、家きん肉等の輸入を停止するのは、家きんがウイルスに感染することを防止するためであり、食品衛生のためではありません。

（参考 1）デンマークからの家きん肉等の主な輸入実績

	2010 年	2011 年	2012 年
家きん肉等（トン）	-	45	680
鶏卵（トン）	320	300	375

出典：財務省「貿易統計」

※ 2012 年の日本の総輸入量は家きん肉が 429 千トン、家きん卵が 28 千トン

※ デンマークからの生きた家きんの輸入実績はなし

（参考 2）

平成 25 年 6 月 3 日付けプレスリリース「デンマークからの生きた家きん、家きん肉等の輸入停止措置について」

http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/130603_1.html

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室

担当者：國保、井川

代表：03-3502-8111（内線 4584）

ダイヤルイン：03-3502-8295

FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>